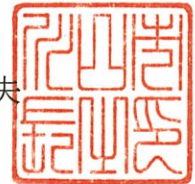


川みどり発第102号  
令和7年2月6日

|         |    |    |   |
|---------|----|----|---|
| 川口市監査委員 | 澤野 | 高雄 | 様 |
| 同       | 金井 | 洋  | 様 |
| 同       | 福田 | 洋子 | 様 |
| 同       | 古川 | 九一 | 様 |

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年11月28日執行の都市計画部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（みどり課）

みどり課の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

ご指摘のあった公印の管理につきましては、速やかに備品登録を行い、当該公印に備品整理票を貼付致しました。

今後は、川口市財産規則に則った備品管理に努めて参ります。

